

## 定着支援費の対象となる関連職種

### (介護福祉士養成科)

#### ● 基本的な考え方

関連職種は、訓練により習得した知識、技能に関連があり、介護に関する職種とし、厚生労働省職業分類（令和4年4月14日改訂）による大分類「05 保育・教育の職業」および「08 福祉・介護の職業」のうち次に該当するものとする。

なお、介護福祉士以外の資格に関する職種は原則該当としない。

(例：保育士、看護師、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士等)

・05 のうち 031-99 その他の学校等教員(介護職種の指導を行う専修学校又は各種学校の教員に限る)

・08 のうち以下のいずれか

049-03 老人福祉施設指導専門員、

049-04 障害者福祉施設指導専門員、

049-05 児童福祉施設指導専門員(障害児入所施設において児童の生活指導、職業指導、家庭環境の調整、家庭生活などに関する相談・助言・援助を行うものに限る。)、

049-06 他の社会福祉施設指導専門員、

049-07 介護支援専門員(ケアマネジャー)、

049-08 訪問介護サービス提供責任者、

049-10 福祉用具専門相談員(販売員、店員は除く)、

050-01 高齢者入所型施設介護員、

050-02 高齢者通所型施設介護員、

050-03 障害者福祉施設介護員、

050-99 その他の施設介護の職業、

051-01 訪問介護員、

051-02 訪問入浴介助員